

「民生委員・児童委員の日」（5月12日）のお知らせ

全国民生委員児童委員連合会

●民生委員・児童委員の日とは

民生委員・児童委員は、安全で安心な福祉のまちづくりをめざし、地域の多くの関係機関・団体と連携して、さまざまな取り組みを推進しています。

5月12日は民生委員・児童委員の日です。これは、大正6（1917）年5月12日に、民生委員制度の源である済世顧問制度を定めた岡山県済世顧問制度設置規程が公布されたことに由来するものです。

全国民生委員児童委員連合会では、民生委員・児童委員の活動をより多くの方に知っていただくとともに、民生委員・児童委員自らの意識を高めるため、毎年5月12日を「民生委員・児童委員の日」とし、また5月12日からの1週間を「民生委員・児童委員の日 活動強化週間」と定めています。活動強化週間には、広く地域の皆様や関係機関・団体等に民生委員・児童委員やその活動について理解を深めていただくため、全国各地でさまざまなPR活動等に取り組みます。

民生委員・児童委員活動へのご理解とご協力をお願いします。

●平成26年度「民生委員・児童委員の日 活動強化週間」について

<実施期間>

平成26年5月12日（月）～5月18日（日）

（なお、期間中の5月18日（日）を「一斉取り組み日」として、全国でさまざまな取り組みが進められます）

<各地でこのような取り組みが行われます>

- ・ 民生委員・児童委員によるパレードの実施や街頭でのPR活動
- ・ 街頭の大型スクリーンやテレビ等での民生委員・児童委員を紹介する映像や番組の放映
- ・ 地域の全戸訪問や学校前での声かけ運動 など

詳しくは、全国民生委員児童委員連合会ホームページをご覧ください。

<http://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/>

活動強化週間の特集ページに、各都道府県・指定都市民児協等における取り組み予定を掲載しています。

そのほか、民生委員・児童委員の活動や東日本大震災被災地における民児協の活動についても紹介していますので、あわせてご覧ください。